堀川プレジャーボート対策協議会 規約

(名称)

第1条 この協議会は、堀川プレジャーボート対策協議会(以下、「協議会」という。) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、堀川の公共水域に不法係留しているプレジャーボートや違法に 設置された係留施設対策を講ずるための連絡協議を行い、もって、自然災害によ る被害の軽減、河川利用の適正化及び周辺地域の生活環境等の保全を図ることを 目的とする。

(組織)

- 第3条 協議会は、別紙に掲げる関係者で構成し、委員及び幹事をもって組織する。
- 2 協議会は、会長を置き、島根県出雲県土整備事務所長をもってあてる。
- 3 関係者が協議会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(協議会)

- 第4条 協議会は、必要の都度招集し、会長が議事進行する。
- 2 会長は必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第5条 協議会の下に幹事会を設ける。
- 2 幹事会の議事運営のため、幹事長を置く。
- 3 幹事長は、島根県出雲県土整備事務所維持管理部長をもってあてる。

(協議事項)

- 第6条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事項を協議するものとする。
 - (1) プレジャーボート等の利用実態に関すること
 - (2) プレジャーボート対策及び施策に関すること
 - (3) その他プレジャーボート対策に関する必要事項

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、島根県出雲県土整備事務所に置き、その事務にあたる ものとする。

(その他)

第8条 この規約にない事項については、協議会で協議の上定める。

付則

- この規約は、平成24年 5月 9日から施行する。
- この規約は、平成27年10月16日から施行する。
- この規約は、平成30年 2月 5日から施行する。
- この規約は、令和2年2月 5日から施行する。
- この規約は、令和4年11月30日から施行する。
- この規約は、令和6年1月19日から施行する。

堀川プレジャーボート対策協議会

【委員】

区分	所属	職名	備 考
地元代表	大社地域自治協会連合会	会 長	
漁業者代表	漁業協同組合JFしまね大社支所	支所長	
船舶関係機関	日本小型船舶検査機構境支部	人部長	
警察機関	島根県出雲警察署大社広域交番	所 長	
市町村	出雲市都市建設部	部 長	
	出雲市大社行政センター	所長	
他の水域管理者	国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所	総括保全対策官	
	島根県農林水産部水産課	課長	
	島根県東部農林水産振興センター水産部	部 長	
	島根県土木部港湾空港課	課長	
河川·道路管理者	島根県土木部河川課	課長	
	島根県出雲県土整備事務所	所 長	会 長

堀川プレジャーボート対策協議会 幹事会

【幹事】

区分	所 属		職名	備考
市町村	出雲市都市建設部建設企画課		課長	
	出雲市大社行政センター市民サービス課		課長	
他の水域管理者	国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所		占用調整管理官	
	島根県農林水産部水産課管理		課長補佐	
	島根県東部農林水産振興センター水産部漁港管理スタッフ		主 幹	
	島根県土木部港湾空港課管理		課長補佐	
河川·道路管理者	島根県土木部河川課管理		課長補佐	
	島根県土木部都市計画課街路・公園		課長補佐	
事務局	島根県出雲県土整備事務所	維持管理部	部 長	幹事長
		維持管理部管理第一課	課長	
		維持管理部管理第二課	課長	
		土木工務部都市整備課	課長	